

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、予算の範囲内で千代田区（以下「区」という。）が行う助成について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見等 成年後見、保佐又は補助をいう。
- (2) 成年後見人等 成年後見人、保佐人又は補助人をいう。
- (3) 後見等監督人 成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人をいう。
- (4) 財産の管理者 家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 105 条第 1 項の規定により選任された財産の管理者をいう。
- (5) 申立費用 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 7 条、第 11 条及び第 15 条第 1 項に規定する成年後見等開始の審判の申立て（以下「開始審判申立て」という。）並びに家事事件手続法第 105 条第 1 項の規定に基づく審判前の保全処分の申立て（以下「保全処分申立て」という。）に要した費用をいう。
- (6) 報酬 成年後見人等、後見等監督人又は財産の管理者の申立てにより家庭裁判所が付与を決定した、当該成年後見人等、後見等監督人又は財産の管理者への報酬をいう。

(対象者)

第 3 条 この要綱による助成の対象となる者は、成年後見制度の利用が必要と認められる者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する被保護者
 - イ 次に掲げる要件を全て満たしている者
 - (ア) 住民税が非課税であること
 - (イ) 本人名義の預貯金等の残高が 100 万円以内であること
 - (ウ) 即時に現金化可能な本人名義の資産を有していないこと
 - ウ その他申立費用又は報酬の支払いが困難であると千代田区長（以下「区長」という。）が認める者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア この要綱による助成の申請時において千代田区内（以下この項において「区内」という。）に住所を有する者。ただし、区内の別表に掲げる施設等への入所又は入居に伴い区に転入した者のうち、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による介護保険の保険者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による介護給付費等の支給決定機関、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による国民健康保険の保険者、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）による入所措置の実施機関、生活保護法による保護の実施機関又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付の実施機関が区以外の区市町村である者を除く。

イ この要綱による助成の申請時において区内に住所を有さない者のうち、介護保険法による介護保険の保険者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の支給決定機関、国民健康保険法による国民健康保険の保険者、老人福祉法若しくは知的障害者福祉法による入所措置の実施機関、生活保護法の保護の実施機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等又は特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施機関が区である者

ウ 老人福祉法第 32 条、知的障害者福祉法第 28 条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 の規定により、区長が開始審判申立て及び保全処分申立て（次条第 2 項において「審判の申立て」という。）を行った者

2 前項に定める者（以下「本人」という。）のほか、当該本人に係る申立費用を負担した者（本人を除く。）は、助成の対象とすることができる。

3 第 5 条の 2 に規定する申請を行う前に本人が死亡した場合又は報酬付与審判が本人の死亡後に行われた場合は、報酬付与審判による報酬を付与するとされた成年後見人等、後見等監督人又は財産の管理者（以下この条においてこれらの者を「報酬助成対象者」という。）を助成の対象とすることができる。ただし、死亡した本人の遺留資産（不動産を除く。）では当該報酬助成対象者に支払うべき報酬の全額を支払うことが困難であると認められる場合に限る。

4 前 3 項の規定にかかわらず、区以外の区市町村又は団体等が実施する制度により次条に規定する申立費用又は報酬に係る助成を受ける者は、助成の対象者としなない。

（助成の種類等）

第 4 条 この要綱による助成は、申立費用についての助成（以下「申立助成」という。）及び報酬についての助成（以下「報酬助成」という。）からなるものとする。

2 申立助成は、本人に係る成年後見等開始の審判が確定したときに、審判の申立てに要した費用のうち、家庭裁判所に支払う申立手数料、登記印紙代、郵便切手代、鑑定料及び成年後見制度用診断書作成費用に相当する額を助成するものとする。

3 報酬助成は、成年後見等開始の審判を受けた本人（以下「成年被後見人等」という。）が報酬を支払う必要が生じたときに、当該報酬の額を上限として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を助成するものとする。

（1）成年後見人等へ報酬を支払う場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 成年被後見人等が別表に掲げる施設等に入所又は入院している場合 月額 18,000 円

イ 成年被後見人等が在宅している場合 月額 28,000 円の範囲内で区長が決定した額

（2）後見等監督人へ報酬を支払う場合 前号ア又はイに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額

（3）財産の管理者へ報酬を支払う場合 家庭裁判所が決定する報酬の額

- 4 前項第1号又は第2号の規定により報酬助成の額を決定する場合において、同一の月において同項第1号ア及びイのいずれにも該当するときの報酬助成の額は、同号アに該当する日数又は同号イに該当する日数のいずれが多い日数が該当する区分に定める額とする。ただし、同号アに該当する日数と同号イに該当する日数が同数の場合における報酬助成の額は、同号イに定める額とする。
- 5 前2項の規定により報酬助成を行う場合であって、月の1日から末日までの期間（この項において「助成対象期間」という。）において報酬助成の対象とならない期間があるときは、その報酬助成の額は、当該助成対象期間の現日数を基礎として、日割りにより計算するものとする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額とする。
- 6 報酬助成の対象とする期間は、家庭裁判所の報酬付与審判において決定された報酬対象の期間とし、当該決定に係る申請1回につき、12か月を上限とする。ただし、成年後見人等又は後見等監督人が選任された最初の年における報酬及び成年被後見人等が死亡した場合における報酬は、この限りでない。

（申立助成の申請）

第5条 成年被後見人等又は第3条第2項に規定する者が申立助成を受けようとするときは、成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に掲げる書類を添付して区長に申請するものとする。この場合において、成年後見人等は、当該成年被後見人等を代理して申請を行うことができる。

（1） 保全処分申立てに要した費用の申請の場合

- ア 財産の管理者選任の審判書の写し
- イ 後見等開始審判書の審判書の写し
- ウ 家庭裁判所に提出した財産目録の写し
- エ その他区長が必要と認める書類

（2） 開始審判申立てに要した費用の申請の場合

- ア 後見等開始の審判書の写し
- イ 家庭裁判所に提出した収支予定表及び財産目録の写し
- ウ 生活保護受給証明書又は最新の住民税の非課税証明書
- エ 家庭裁判所から未使用郵券の返還を受けた場合は、当該返還時に交付された書類の写し
- オ 成年後見制度用診断書の領収書の写し
- カ 家庭裁判所が鑑定を実施した場合は、家庭裁判所発行の鑑定料に係る保管金受領証書の写し
- キ 本人名義の預貯金通帳の写し（銀行名、支店名、口座番号、氏名及び開始審判申立て時の残高が確認できるもの）
- ク その他区長が必要と認める書類

2 申立助成の申請は、成年後見等開始の審判が確定した日から3か月以内に行わなければならない。ただし、特段の事情があると区長が認める場合は、この限りでない。

（報酬助成の申請）

第5条の2 成年被後見人等が報酬助成を受けようとするときは、成年後見制度利用支援事

業助成金交付申請書に、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる書類を添付して区長に申請するものとする。この場合において、財産の管理者又は成年後見人等は、当該成年被後見人等を代理して申請を行うものとする。

(1) 財産の管理者に係る申請の場合

- ア 財産管理者選任の審判書の写し
- イ 後見等開始審判書の審判書の写し
- ウ 報酬付与の審判書の写し
- エ 報酬付与申立て時に家庭裁判所に提出した書類一式の写し
- オ その他区長が必要と認める書類

(2) 成年後見人等又は後見等監督人に係る申請の場合

- ア 後見等開始審判書の写し
- イ 後見等報酬付与の審判書の写し
- ウ 登記事項証明書の写し
- エ 後見等事務報告書の写し又は監督事務報告書の写し
- オ 報酬付与申立て時に家庭裁判所に提出した収支状況報告表及び財産目録の写し
- カ 生活保護受給証明書又は最新の住民税の非課税証明書
- キ 本人名義の預貯金通帳の写し（銀行名、支店名、口座番号、氏名及び報酬付与対象期間中の残高が確認できるもの）
- ク 施設等の入所又は入院期間の記載がある契約書、領収証の写し等（施設等に入所又は入院の期間がある場合に限る。）
- ケ その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、報酬付与の審判が確定した日から3か月以内に行わなければならない。ただし、特段の事情があると区長が認める場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による申請は、同一年度内において1回限りとする。

(決定)

第6条 区長は、前2条の規定による申請があったときは、その内容を審査して助成金の交付又は不交付を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金交付決定通知書（第2号様式）又は成年後見制度利用支援事業助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に対して通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により決定を行うに当たっては、成年被後見人等その他関係人の資産の状況を調査しなければならない。

(請求及び交付)

第7条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、成年後見制度利用支援事業助成金交付請求書（第4号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(報告義務)

第8条 報酬助成の交付決定を受けた成年被後見人等（以下「報酬助成受給者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、成年後見人等は成年後見制度利用支援事業報酬助

成受給者変更届(第5号様式)により、速やかにその旨を区長に報告しなければならない。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき(死亡したときを含む)。
- (2) 住所又は氏名に変更があったとき。
- (3) 報酬助成受給者の属する世帯の状況に変更があったとき。
- (4) 成年後見人等に変更があったとき。
- (5) 資産状況又は生活状況に変化があったとき。

(受給資格の消滅)

第9条 区長は、報酬助成受給者が前条第1号の規定に該当すると認めるときは、報酬助成の終了を決定し、報酬助成資格消滅通知書(第6号様式)により、当該報酬助成受給者若しくはその相続人又は当該報酬助成受給者の成年後見人等若しくは財産の管理者に通知する。

(報酬助成の終了等)

第10条 区長は、報酬助成受給者の資産状況又は生活状況に著しい変化があったときは、報酬助成を終了し、中止し、又は当該助成の額を変更することができる。

(決定の取消し)

第10条の2 区長は、受給者が偽りその他不正の行為により助成金の交付決定を受けたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第11条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、受給者に対し、当該交付された助成金を返還させなければならない。

- 2 前項の場合において、当該受給者が死亡したときは、区長は、その相続人等に対し、返還を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、第9条又は第10条の規定により報酬助成の終了又は中止を決定した場合において、当該終了又は中止の事由発生後に交付された助成金があるときについて準用する。
- 4 区長は、第10条の規定により報酬助成を終了し、又は中止した場合において、適当と認めるときは、当該終了又は中止の事由発生前に交付された助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 第4条の助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(区長による成年後見等開始の審判請求を行った場合の費用負担)

第13条 千代田区成年後見制度に係る区長による審判の請求手続等に関する要綱(平成13年10月1日13千保管発第147号)第6条の規定により区が負担する審判請求費用及び成年後見制度用診断書(同要綱第7条の規定により当該本人又は関係人に求償することとされたものを除く。)は、この要綱の規定により交付を決定された申立助成とみなす。

(その他)

第 14 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月 25 日 19 千保総発第 95 号）

この要綱は、平成 19 年 6 月 29 日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 25 日 21 千保福総発第 695 号）

この要綱は、平成 21 年 11 月 15 日から適用する。

附 則（平成 23 年 7 月 28 日 23 千保福総発第 271 号）

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 27 日 26 千保福総発第 145 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 27 千保福総発第 41 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日 2 千保福総発第 266 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日 4 千保福総発第 29 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日 5 千保福総発第 83 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 26 日 5 千保福総発第 395 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

根拠法令	施設等の種別
生活保護法	保護施設
老人福祉法	老人福祉施設 有料老人ホーム
介護保険法	介護保険施設 特定施設 認知症対応型共同生活介護施設 介護予防型認知症対応型共同生活介護施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設 のぞみの園 共同生活援助提供施設 福祉ホーム
医療法	医療提供施設
—	その他区長が認める施設

様式（略）